

杉並区国民健康保険条例、杉並区後期高齢者医療に関する条例及び杉並区介護保険条例に基づく延滞金及び還付加算金の取り扱いについて

国民健康保険料の納付に係る延滞金については、杉並区国民健康保険条例第22条第1項に基づき徴収するものとしていますが、区ではこれまでその徴収については、同条第2項により全ての延滞金賦課対象者につき一括して延滞金を減免としてきたところです。また、還付加算金についても、延滞金を減免していることから加算を行っていませんでした。

今般、国民健康保険法第4条第5項に基づく東京都の一般指導検査での指導助言を踏まえて、納期限後に保険料を納付する場合は、条例第22条第1項に基づく延滞金を徴収するものとし、その減免については、同条第2項により個々の納付義務者の申請等により行うことといたします。また、それに伴い、還付加算金の加算についても実施します。

介護保険料及び後期高齢者保険料については、各条例で同様の取り扱いを行っていることから、国民健康保険料と同様に実施することとし、その概要を以下のとおり報告します。

1 対象となる延滞金及び還付加算金

(1) 延滞金

令和3年度賦課分以降の保険料に係る延滞金

(2) 還付加算金

令和3年度賦課分以降の還付金に係る還付加算金

2 実施理由

(1) 延滞金の減免

延滞金の減免について納付義務者各自のやむを得ない事情に基づき申請等により減免を実施することで、延滞金の適切な実施を確保し、期限内納付者との負担の公平性を図るものとします。

(2) 還付加算金の加算

延滞金と同様に遅滞に対する取扱いということから、還付金に対しても還付加算金を加算します。

3 実施内容

(1) 延滞金の減免

杉並区国民健康保険条例施行規則第19条第1項等に定める以下の事由が認められる場合に延滞金の減免を行います。

- ① 納付義務者が災害に遭遇し、やむを得ない事情があると認める場合
- ② 納付義務者が死亡又は法令により身体を拘束された場合において、納付することができない事情があると認められる場合
- ③ 納付義務者が破産手続き開始の決定を受けた者であって、やむを得ない事情があると認める場合
- ④ 保険料額通知書の送達の実事を納付義務者において、全く知ることができない正

当な理由がある場合

- ⑤ 競売の開始があったために交付要求した場合において、要求の日以降に係るものであるとき
- ⑥ 前各号との権衡上、区長において特に減免の必要があると認める場合

(2) 還付加算金の加算

過誤納等が生じた場合に、以下の計算式に応じて還付金に還付加算金を加算します。

$$\text{還付加算金} = \text{還付額} \times \text{還付加算金特例基準割合} \div 365 \text{ 日} \times \text{加算日数} ※$$

※納付の日等から還付を決定した日までの日数

4 実施時期

(1) 延滞金の減免

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料については、令和3年度賦課分の保険料から実施します。

(2) 還付加算金の加算

令和3年度賦課分に係る還付金から実施します。

5 その他

収納相談等において延滞金も含め丁寧に説明し相談に応じるとともに、徴収猶予（6カ月以内）、分割納付など個々の生活実態や所得の状況等を踏まえ適切に対応していきます。